厚生労働省発医政第0521001号 平成21年5月21 厚生労働省発医政0422第7号 平成22年4月2 日 厚生労働省発医政0426第6号 平成23年4月 厚生労働省発医政0510第6号 平成24年5月10 厚生労働省発医政0520第2号 平成25年5月 2 厚生労働省発医政0603第5号 平成26年6 月 3 厚生労働省発医政0622第7号 平成27年6月2 厚生労働省発医政1201第1号 平成27年12月1 厚生労働省発医政0511第10号 平成28年5月1 1 日 厚生労働省発医政0714第2号 平成29年7月1 4 日 厚生労働省発医政0831第9号 平成30年8月31日 厚生労働省発医政0924第2号 令和元年9月2 日 厚生労働省発医政1224第19号 令和2年12月24日 厚生労働省発医政0921第2号 令 和 3 年 9 月 2 1 日

 厚生労働省発医政 1 0 0 6 第 1 号日

 中 1 0 0 月 6 第 1 号日

 厚生労働省発医政 0 9 月 8 第 2 号日

 厚生労働省発医政 0 9 月 8 第 1 号日

 厚生労働省発医政 0 9 月 4 第 1 号日

 厚生労働省発医政 1 0 7 第 6 号日

 厚生労働省発医政 1 0 月 7 年 1 0 月 7

医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱

(通 則)

1 医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年^{厚生省}令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 これらの補助金は、医師、歯科医師及び薬剤師等の資質の向上を図るほか、地域における医師不足、医師偏在を是正し、もって地域において安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりの推進を目的とする。

(交付の対象)

- 3 これらの補助金は、次の事業を交付の対象とする。
- (1) 医療関係者研修費等補助金
 - 一般用医薬品適正使用推進のための研修事業(医薬品適正使用推進費) 令和7年6月11日医薬発0611第14号厚生労働省医薬・生活衛生局長 通知「一般用医薬品適正使用推進のための研修事業実施要綱」に基づき別 に定める公募要領により採択された法人が行う事業
- (2) 臨床研修費等補助金

臨床研修事業等 (医療提供体制確保対策費)

ア医師

平成16年10月7日医政発第1007014 号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修費補助事業の実施について」の別添「医師臨床研修費補助事業実施要綱」に基づき、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平成14年厚生労働省令第158号)に基づき指定を受けた臨床研修病院の開設者等が行う臨床研修の事業(研修プログラムに基づき行う事業、広域連携型プログラム作成経費及び第三者評価受審経費)及び地域協議会の事業

イ 歯科医師

- (ア) 平成18年7月3日医政発第0703012 号厚生労働省医政局長通知「歯科医師臨床研修費補助事業の実施について」の別紙「歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱」に基づき公私立大学歯学部若しくは医学部附属病院(歯科医業を行わないものを除く。)及び厚生労働大臣の指定した公私立病院若しくは診療所の開設者が行う歯科医師法(昭和23年法律第202号)第16条の2第1項に定める歯科医師臨床研修の事業(研修プログラムに基づき行う事業)及び指導歯科医資質向上推進事業
- (イ)「歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱」に基づき歯科大学若しく は歯学部に附属する病院若しくは診療所の開設者が行う在宅歯科医療等 研修推進事業

(交付額の算定方法)

4 これらの補助金の交付額は、次の(1)により算出された額及び次の(2)により算出された額の合計額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 医療関係者研修費等補助金
 - 一般用医薬品適正使用推進のための研修事業
 - (ア) 別表1の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額 とを比較して、少ない方の額を選定する。
 - (イ)(ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除 した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。
- (2) 臨床研修費等補助金

臨床研修事業等

ア 別表2の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に 定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を選定 する。

ただし、国立大学病院にあっては、I医師のうち、指導医経費及び剖検経費(両経費とも研修医が国立大学病院以外の病院(国(国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構を含む。)が開設する病院を除く。)で研修を行う場合に限る。)、地元研修医採用・育成経費、へき地診療所等研修支援経費、産婦人科宿日直研修事業経費、小児科宿日直研修事業経費、広域連携型プログラム作成経費及び第三者評価受審経費に限り、II歯科医師のうち、指導経費及び研修歯科医物件費(両経費とも研修歯科医が国立大学病院以外の病院(国(国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構を含む。)が開設する病院を除く。)又は診療所で研修を行う場合に限る。)、在宅歯科医療等研修推進経費(歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院若しくは診療所に限る。)に限り算定できるものとする。

イ アにより種目ごとに選定された額の合計と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を交付額とする。

(交付の条件)

- 5 これらの補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更(それぞれの種目の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。)には、速やかに6に定める申請手続による当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長又は厚生労働大臣(以下「厚生労働大臣等」という。)の承認を受けなければならない。ただし、区分補助金間相互の経費の配分の変更は認めないものとする。
- (2) 事業の内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)には、速やかに厚生労働 大臣等の承認を受けなければならない。
- (3)事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。
- (4)事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣等に報告して、 その指示を受けなければならない。
- (5)事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円(民間団体にあ

っては30万円)以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣等の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (6) 厚生労働大臣等の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7)事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8)補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。 (補助事業者が地方公共団体の場合)

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(補助事業者が地方公共団体以外の場合)

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9)補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、第3号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣等に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、 一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又 は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部 の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕 入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (10) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (11) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた 場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業

者に交付しなければならない。

- (12) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には(1)から(10)までに掲げる条件を付さなければならない。この場合において(1)から(4)まで、(6)及び(9)中「厚生労働大臣等」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と(5)中「厚生労働大臣等の承認」とあるのは、「都道府県知事の承認」と、(10)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (13)(12)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣等の承認又は指示を受けなければならない。
- (14) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合並びに間接補助金に係る仕入控除税額が確定したことによる当該仕入控除税額の返還があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請の手続)

- 6 これらの補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 都道府県以外が行う3の(2)のアの事業
 - (ア)補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府 県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
 - (イ)都道府県知事は、(ア)の申請書を受理したときは、別途定める期日までに地方厚生局長に提出するものとする。
- (2) 都道府県が行う3の(2)のアの事業 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める 期日までに地方厚生局長に提出するものとする。
- (3) 都道府県以外が行う3の(2)のイの事業
 - (ア)補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府 県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
 - (イ)都道府県知事は、(ア)の申請書を受理したときは、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (4) 3の(1)及び都道府県が行う(2)のイの事業 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める 期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (5) 申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、 この限りではない。

(変更申請手続)

7 これらの補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加 交付申請等を行う場合には6に定める申請手続に従い毎年度1月20日までに 行うものとする。 (交付決定までの標準的期間)

- 8 これらの補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。
- (1)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、 補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府 県知事は、6の(1)の(ア)、(3)の(ア)若しくは7による申請書が到達 した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣等に提出するものと する。
- (2) 厚生労働大臣等は、6 の (1) の (イ)、(2)、(3) の (イ)、(4) 若しくは 7 による申請書が到達した日から起算して原則として 1 月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(状況報告)

9 補助事業者は、事業の遂行及び支出状況について厚生労働大臣等の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣等は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 11 これらの補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 都道府県以外が行う3の(2)のアの事業
 - (ア)補助事業者は、第4号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府 県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。
 - (イ)都道府県知事は、(ア)の報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、第4号様式により関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生局長に提出するものとする。
- (2) 都道府県が行う3の(2)のアの事業

補助事業者は、第4号様式による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生局長に提出するものとする。

- (3) 都道府県以外が行う3の(2)のイの事業
 - (ア)補助事業者は、第4号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府 県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。
 - (イ) 都道府県知事は、(ア) の報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、第4号様式により関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。
- (4) 3の(1)及び都道府県が行う(2)のイの事業 補助事業者は、第4号様式による報告書に関係書類を添えて、事業完了の

日から起算して1月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日) 又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(5) 6に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣等は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により、4、6、7及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣等の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表1

リ衣 1							
1区分	2種目	3	基準額				4 対象経費
医療関係者研修費等補助金	一般用医薬品適正使用推進のための研修事業			5,	0 4	8 千円	一般用医薬品適正使用推 進のための研修事業の実施 に必要な次に掲げる経費 諸謝金、旅費、消耗品費、 印刷製本費、通信運搬費、借 料及び損料(会場借料、機器 借料)、会議費

1区分	2種目	3 基準額	4 対象経費
臨	臨	I 医 師	
床	床	◎ 基幹型臨床研修病院(大学病	臨床研修を行うために必
研修	研修	院を含む。)が申請する場合	要な次に掲げる経費(ただ
修費	修事	次により算定した合計額。	し、人件費については事業
費等補	事業	ただし、算定に当たって、研	主が負担する健康保険料、
補	*//	修医延人数、事業延日数には、	共済掛金、雇用保険料及び
助 金	教育	国が開設する病院等補助対象 外の病院における研修医及び	労災保険料等については臨 床研修費等補助金の補助対
312	指	都道府県が地域医療介護総合	象とならない)
	導	確保基金により支援する病院	1 研修管理委員会等経費
	育指導経費)	における対象となる研修医の	諸謝金、旅費、消耗品
	<u>.</u>	人数、事業日数は含めないこ	費、印刷製本費、通信運搬
		٤.	費、会議費
		また、国立大学病院にあって	
		は、指導医経費及び剖検経費	2 プログラム責任者人件
		(両経費とも研修医が国立大	費(プログラム管理に係
		学病院以外の病院(国(国立高	るもの)
		度専門医療研究センター及び	職員基本給、職員諸手
		国立健康危機管理研究機構を 含む。)が開設する病院を除	当
		■ さむ。)が開設する病院を除く。)で研修を行う場合に限	3 指導医及びプログラム
		る。)、地元研修医採用・育成経	責任者の補助者雇上経費
		費、へき地診療所等研修支援経	職員諸手当(非常勤)、
		費、産婦人科宿日直研修事業経	非常勤職員手当
		費及び小児科宿日直研修事業	31 N 23 N 2
		経費に限り算定できるものと	4 通信運搬費
		する。	
		なお、次に掲げる①及び③に	
		該当する場合は、合計額に 0.8	任者(研修医指導分)にか
		を乗じた額とし、②に該当する	かる経費
		場合は、合計額に 0.9 を乗じた	職員基本給、職員諸手
		┃ 額とする。 ┃ ① 研修医に決まって支払われ	当、非常勤職員手当、諸 謝金
		る給与(時間外手当、当直手当	[2] (12)
		等を除く。) が年額 720 万円を	6 プログラム責任者養成
		越える場合 (都道府県の要請等	講習会修了者及び臨床研
		により受け入れた自治医科大	修等指導医養成講習会修
		学の医学部卒業生を除く。)	了者が、より高度な指導
		② 研修医に決まって支払われ	等を行うための情報収集
		る給与(時間外手当、当直手当	
		等を除く。)が年額630万円を	めに必要な次に掲げる経
		超え、720万円以下の場合(都	費
		道府県の要請等により受け入	旅費、備品費(図書)、
		れた自治医科大学の医学部卒 業生を除く。)	消耗品費(教材等材料費 を含む)
		乗生を除く。) ③ 臨床研修病院が研修医の募	(4日57)
		集及び採用を行う際の留意事	 7 剖検経費
		本人しか川で口ノ际の田息事	・ 177次/1生具

項等について(平成29年7月31日付医事課長通知)の趣旨に反し、臨床研修期間中に他都道府県等において従事要件等が課されている研修希望者を採用した場合、及び従事要件等からの離脱者であった場合である。 は大学がその離脱を研修希望者を採りの離脱をが開しているのと評価していない。 なると評価していない研修希望者を採用した場合

1 指導医経費

- (1) 指導医経費
 - ① 当該年度4月1日現在の研修医受入数が20人未満の場合ア 1種地域及び2種地域

(63,000 円/月額) ×研 修医延人数

イ 3種地域

(52,000 円/月額) ×研 修医延人数

ウ 4種地域

(47,000 円/月額) ×研 修医延人数

エ 5種地域

(42,000 円/月額) ×研 修医延人数

ただし、都道府県知事により、 二次又は三次救急病院に認定されている病院については、上記月 額単価に 500 円を加算して得た 額を月額単価とする。

- ② 当該年度4月1日現在の研修医受入数が20人以上の場合
 - 1種地域及び2種地域

(46,000 円/月額) ×研 修医延人数

イ 3種地域

(39,000 円/月額) ×研 修医延人数

ウ 4種地域

(35,000 円/月額) ×研 修医延人数

工 5種地域

(31,000 円/月額) ×研 修医延人数

ただし、都道府県知事により、 二次又は三次救急病院に認定されている病院については、上記月 大学病院にあっては、 消耗品費

臨床研修病院にあって は、諸謝金、旅費、消耗品 費

- 8 へき地診療所等の研修 経費 旅費
- 9 産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費

指導医等の職員諸手当 (事業日数1日当たり当 直医師1名分の手当に限 る。) 額単価に 300 円を加算して得た額を月額単価とする。

(2)賃金

(15,000 円/月額) ×研修医 延人数

2 地元研修医採用・育成経費 地元出身者や同一都道府県内 の医学部を卒業した医学生の 採用割合の高い病院(ただし、 1種及び2種地域に限る。) (15,000円/月額)×研修医延 人数

> ただし、地元出身研修医の 採用割合が 50%未満の場合に は、(15,000円/月額×0.5)× 研修医延人数とする。

3 剖検経費(1学年平均研修医数)

大学病院にあっては、(40,000 円/年額) ×研修医数 臨床研修病院にあっては、 (97,000 円/年額) ×研修医 数

ただし、上記基準額に「補助対象となる病院等における研修医延人数/病院群全体の研修医延人数」を乗じて得た額とする。

- 4 プログラム責任者等経費(1学 年平均研修医数)
 - (ア) 研修医1人 179,000円/年額
 - (イ) 研修医 2~19 人 269,000 円/年額
 - (ウ) 研修医 20 人~ 538,000 円/年額
 - (エ) 研修医の募集定員が 20 人以 上で、将来小児科医又は産科 医になることを希望する研修 医を対象とした研修プログラ ムを設けた病院 1,076,000 円/年額
- 5 研修管理委員会等経費 次に掲げる(1)及び(2)の合 計額

- (1) 研修管理委員会 240,000 円/年額
- (2)地域医療対策協議会等連絡調整

地域医療の研修を行う施設の 選定や医師派遣等を行う際に、 地域医療対策協議会や臨床研 修施設等と調整のための会議 を行う病院

81,000 円×実施回数 ただし、実施回数の上限は2回 を限度とする。

- 6 へき地診療所等研修支援経費 (10,000 円/日額)×事業延日数
- 7 産婦人科宿日直研修事業経費 産婦人科又は産科の研修を行 う病院又は診療所
- (1)指導医等が研修医と当直する 場合

(120,000 円/月額)×産婦 人科又は産科の研修期間にお ける宿日直研修事業延月数

ただし、120,000 円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「30,000 円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。

(2)指導医等がオンコール体制にある場合

(20,000 円/月額)×産婦人 科又は産科の研修期間におけ る宿日直研修事業延月数

ただし、20,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「5,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。

- 8 小児科宿日直研修事業経費 小児科の研修を行う病院又は 診療所
- (1)指導医等が研修医と当直する場合

(120,000 円/月額) ×小児 科の研修期間における宿日直 研修事業延月数

ただし、120,000円の月額単 価は、1月間における宿日直日 数が4日以上の場合とし、1月 間の宿日直日数が4日に満た ない場合は、「30,000円×1月 間の宿日直日数」により得た額 を月額単価とする。

(2) 指導医等がオンコール体制に ある場合

> (20,000円/月額)×小児科 の研修期間における宿日直研 修事業延月数

> ただし、20,000 円の月額単 価は、1月間における宿日直日 数が4日以上の場合とし、1月 間の宿日直日数が4日に満た ない場合は、「5,000 円×1月 間の宿日直日数」により得た額 を月額単価とする。

◎ 協力型臨床研修病院又は臨 床研修協力施設が申請する場┃要な次に掲げる経費

次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研 修医延人数、事業延日数には、 国が開設する病院等補助対象 外の病院における研修医及び 都道府県が地域医療介護総合 確保基金により支援する病院 3 における対象となる研修医の 人数、事業日数は含めないこ と。

また、国立大学病院にあって は、指導医経費及び剖検経費 (両経費とも研修医が国立大 学病院以外の病院(国(国立高 度専門医療研究センター及び 国立健康危機管理研究機構を 含む。)が開設する病院を除 4 剖検経費 く。) で研修を行う場合に限 る。)、地元研修医採用・育成経 費、へき地診療所等研修支援経 費、産婦人科宿日直研修事業経 費及び小児科宿日直研修事業 経費に限り算定できるものと

臨床研修を行うために必

- 通信運搬費
- 2 指導医にかかる職員基 本給、職員諸手当、非常勤 職員手当、諸謝金
- 臨床研修等指導医養成 講習会修了者が、より高 度な指導等を行うための 情報収集及び学会等に出 席するために必要な次に 掲げる経費

旅費、備品費 (図書)、 消耗品費(教材等材料費 を含む)

大学病院にあっては、 消耗品費

臨床研修病院にあって は、諸謝金、旅費、消耗品 する。

次に掲げる①に該当する場合は、合計額に 0.8 を乗じた額とし、②に該当する場合は、合計額に 0.9 を乗じた額とする。

- ① 研修医に決まって支払われる給与(時間外手当、当直手当等を除く。)が年額720万円を超える場合(都道府県の要請等により受け入れた自治医科大学の医学部卒業生を除く。)
- ② 研修医に決まって支払われる給与(時間外手当、当直手当等を除く。)が年額630万円を超え、720万円以下の場合(都道府県の要請等により受け入れた自治医科大学の医学部卒業生を除く。)
- 1 指導医経費
- (1) 指導医経費
 - ア 1種地域及び2種地域 (63,000円/月額)×研 修医延人数
 - イ 3種地域

(52,000 円/月額) ×研 修医延人数

ウ 4種地域

(47,000 円/月額) ×研 修医延人数

エ 5種地域

(42,000 円/月額) ×研 修医延人数

ただし、都道府県知事により、 二次又は三次救急病院に認定されている病院については、上記月 額単価に500円を加算して得た額 を月額単価とする。

(2)賃金

(15,000 円/月額) ×研修医 延人数

2 地元研修医採用・育成経費 地元出身者や同一都道府県内 の医学部を卒業した医学生の採 用割合の高い病院(ただし、1種 及び2種地域に限る。)

(15,000 円/月額) ×研修医延

5 産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費

指導医等の職員諸手当 (事業日数1日当たり当 直医師1名分の手当に限 る。) 人数

ただし、地元出身研修医の採用 割合が 50%未満の場合には、 (15,000円/月額×0.5)×研修 医延人数とする。

3 剖検経費(1学年平均研修医数)

大学病院にあっては、 (40,000 円/年額) ×研修医 数

臨床研修病院にあっては、 (97,000 円/年額) ×研修医 数

ただし、上記基準額に「補助対象となる病院等における研修医延人数/病院群全体の研修医延人数」を乗じて得た額とする。

- 4 産婦人科宿日直研修事業経費 産婦人科又は産科の研修を行 う病院又は診療所
- (1)指導医等が研修医と当直する場合

(120,000 円/月額)×産婦 人科又は産科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、120,000 円の月額単 価は、1月間における宿日直 日数が4日以上の場合とし、 1月間の宿日直日数が4日に

1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「30,000円× 1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。

(2)指導医等がオンコール体制にある場合

(20,000 円/月額)×産婦 人科又は産科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、20,000 円の月額単価は、1月間における宿日直日 数が4日以上の場合とし、1 月間

の宿日直日数が4日に満たない場合は、「5,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。

	5 小児科宿日直研修事業経費	
	小児科の研修を行う病院又は 診療所 (1)指導医等が研修医と当直する	
	場合 (120,000 円/月額)×小児 科の研修期間における宿日直 研修事業延月数	
	ただし、120,000円の月額単 価は、1月間における宿日直 日数が4日以上の場合とし、	
	1月間の宿日直日数が4日に 満たない場合は、「30,000円× 1月間の宿日直日数」により 得た額を月額単価とする。	
	(2)指導医等がオンコール体制にある場合(20,000 円/月額)×小児	
	科の研修期間における宿日直 研修事業延月数 ただし、20,000 円の月額単 価は、1月間における宿日直	
	日数が4日以上の場合とし、1 月間の宿日直日数が4日に	
	満たない場合は、「5,000 円× 1月間の宿日直日数」により 得た額を月額単価とする。	
臨床研修事業(1,932千円	臨床研修に関する地域協議会で、都道府県内の臨床研修病院ごとの募集定員の調整又は臨床研修病院群の形成について協議、検討するために必要な次に掲げる
(地域協議会経費)		経費 職員諸手当(非常勤)、 非常勤職員手当(事務補 助者雇上経費)、諸謝金、 旅費、会議費
)		

経臨 費床 及研 び修 第事 業 者 評広 価域受連 審携 経費プ 口 グ ラ A 作 成

基幹型臨床研修病院 (大学病 院を含む。)が申請する場合 次により算定した合計額。

国立大学病院にあっては、広■主が負担する健康保険料、 域連携型プログラム作成経費┃共済掛金、雇用保険料及び 及び第三者評価受審経費を算 定できるものとする。

1 広域連携型プログラム作成経 費

広域連携型プログラムを設け た病院

(538,000 円/年額) ×広域連 携型プログラム数

第三者評価受審経費

NPO 法人卒後臨床研修評価機構 が行う臨床研修病院の第三者評 価を受審し、認定を受けた病院 250,000 円/年額

臨床研修を行うために必 要な次に掲げる経費(ただ し、人件費については事業 労災保険料等については臨 床研修費等補助金の補助対 象とならない)

1 広域連携型プログラム 作成経費

職員基本給、職員諸手 当(非常勤含む)、非常勤 職員手当(事務補助者雇 上経費)、諸謝金、旅費、 消耗品費、印刷製本費、通 信運搬費、会議費

第三者評価受審経費 (ただし、初回調査と更新 調査の臨床研修評価料を補 助対象とし、中間書面調査 の臨床研修評価料は補助対 象とならない)

雜役務費 (手数料等)

歯 科 医 師 臨 床 研 修 事 業 (教 育指 導

経

費

歯科医師

と。

単独型又は管理型臨床研修┃ために必要な次に掲げる経 施設(大学病院を含む。)が申請費 する場合

次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修 歯科医延人数、事業実施研修歯 科医数には、国が開設する施設 等補助対象外の施設における研 修歯科医の人数は含めないこ

また、研修歯科医延人数は、当 該年度内における各月の末日に 在籍する研修歯科医数の総和で あること。

また、国立大学病院にあって は、指導経費及び研修歯科医物 4 指導歯科医、指導医(医 件費(両経費とも研修歯科医が 国立大学病院以外の病院(国 (国立高度専門医療研究セン ター及び国立健康危機管理研 究機構を含む。) が開設する病 院を除く。)又は診療所で研修

歯科医師臨床研修を行う

- 研修管理委員会経費 諸謝金、旅費、消耗品費、 印刷製本費、通信運搬費、 会議費
- 2 プログラム責任者人件 費(プログラム管理に係 るもの)

職員基本給、職員諸手 当、社会保険料

- 通信運搬費
- 科・歯科連携に資する科 目分)、プログラム責任者 (研修歯科医指導分) に 係る経費

職員基本給、職員諸手 当、非常勤職員手当、諸謝

を行う場合に限る。)、在宅歯科 医療等研修推進経費(歯学を履 修する課程を置く大学に附属 5 消耗品費(歯科医学研 する病院若しくは診療所に限 る。) に限り算定できるものと する。

1 指導経費

次に掲げる(1)及び(2)の合 計額

(1)歯科分

(57,000 円/月額) × 研修歯 科医延人数

(2)医科分(医科・歯科連携に資す る診療科)

> (57,000 円/月額) × 研修歯 科医延人数

- 2 プログラム責任者経費 次に掲げる(1)及び(2)の 7 へき地診療所の研修経 合計額
- (1) 基本業務

ア 研修歯科医 1~19 人 487,450 円/年額

イ 研修歯科医 20 人~ 974,900 円/年額

(2) 目標達成管理

別途、医政局歯科保健課長が 通知する目標達成管理に係る 評価に基づく区分とする。

- 科医延人数
- A (3,400 円/月額) ×研修歯 科医延人数
- B (2,720円/月額)×研修歯 科医延人数
- 研修管理委員会経費 223,000 円/年額
- 4 へき地診療所研修支援経費 (27,680 円/年額)×事業実施 研修歯科医数
- 研修歯科医物件費 (4,000 円/月額)× 研修歯科 医延人数
- 6 指導歯科医資質向上推進経費

金、社会保険料

- 究材料費含む)、印刷製本 費、光熱水料
- 6 プログラム責任者及び 指導歯科医が臨床研修施 設群内の施設へ出張する ための経費、及びより高 度な指導等を行うための 情報収集及

び学会等に出席するため に必要な経費で、次に掲げる

旅費、備品費(図書)、消耗 品費(教材等材料費を含 te)

旅費

8 指導歯科医資質向上推 進事業に必要な次に掲げ る経費

諸謝金 旅費、消耗品費、 印刷製本費、通信運搬費、 会議費

S (4,080 円/月額) ×研修歯 9 在宅歯科医療等研修推 進事業に必要な次に掲げ る経費

> 職員諸手当(非常勤)、 非常勤職員手当、諸謝金、 旅費、消耗品費、印刷製本 費、社会保険料(非常勤)

397,330 円/年額

- (注) 2 (2) 目標達成管理の算定 に係る研修歯科医延人数は国 が開設する施設等補助対象外 の施設における研修歯科医の 人数を含めること。
- 在宅歯科医療等研修推進経費 368,370 円/年額
 - ◎ 協力型臨床研修施設が申請 する場合

次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修 1 歯科医延人数には、国が開設す る施設等補助対象外の施設にお 2 指導歯科医、指導医(医 ける研修歯科医の人数は含めな いこと。

また、研修歯科医延人数は、当 該年度内における各月の末日に 在籍する研修歯科医数の総和で あること。

導経費及び研修歯科医物件費 (両経費とも研修歯科医が国 立大学病院以外の病院(国(国 立高度専門医療研究センター 及び国立健康危機管理研究機 構を含む。) が開設する病院を 除く。)又は診療所で研修を行 う場合に限る。) に限り算定で きるものとする。

指導経費

次に掲げる(1)及び(2)の合 計額

(1)歯科分

(57,000 円/月額) × 研修歯 科医延人数

(2)医科分(医科・歯科連携に資す る診療科)

> (57,000 円/月額) × 研修歯 科医延人数

研修歯科医物件費 (4,000 円/月額) × 研修歯 科医延人数

歯科医師臨床研修を行う ために必要な次に掲げる経 費

- 通信運搬費
- 科・歯科連携に資する科 目分) にかかる経費

職員基本給、職員諸手 当、非常勤職員手当、諸謝 金、社会保険料

- 国立大学病院にあっては、指 3 消耗品費 (歯科医学研 究材料費含む)、印刷製本 費、光熱水料
 - 4 指導歯科医が臨床研修 施設群内の施設へ出張す るための経費、及びより 高度な指導等を行うため の情報収集及び学会等に 出席するために必要な経 費で、次に掲げるもの

旅費、備品費(図書)、消耗 品費(教材等材料費を含 む)